

随意契約理由書

件名	長田(御屋敷通6丁目他)配水管取替工事	
契約の相手方	株式会社 友興組	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項8号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、建設局発注の「神戸明石線電線共同溝整備工事その4」及び建設局下水道部発注の「神戸明石線(御屋敷通)電線共同溝整備に伴う污水管移設工事」との合併入札工事であり、制限付一般競争入札として令和2年11月11日に入札価格の開札を行ったが、入札者なしであった。</p> <p>「神戸明石線電線共同溝整備工事その4」が上記請負人と随意契約する見込みとなったため、本件においても、同請負人と随意契約する。</p> <p>なお、上記請負人は、水道工事の実績を有しており、円滑・確実な施工が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記請負人と随意契約を行い、早期に工事着手することとしたい。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局配水課	(電話番号 322-5900)